

伊勢曆

三日きのえねひらく、	すきそめ	あきなひはじめかへ
四日きのとのうし、とづ、	神よし	ちいみきこものたちよし、
五日ひのえとらたつ、	火	りき井ほりよし、あ
六日ひのとのうのぞく、	神よし	げんぶくものたちよし、

〔俗神道大意〕伊勢曆ノ出處ハ、毎年祭主藤浪家ヨリ、朝廷ヘ御奏達アツテ、土御門家ノ暦ヲ、寫本デ申ウケ、夫ヲ伊勢デ板行ニ致ス事デ、右暦師ハ宇治ニ居テ、佐藤伊織ト申スガ實ハ町人デ、紙屋茂兵衛ト申シテ、コレハ藤浪家ノ御家來分デ、御由緒モアル家柄ダト申ス事デ、外宮ニハ暦屋五軒モアル、尤モ古來ノ暦ハ、口ノ所ヘ鯰ノ圖ナドヲカキ、頭書ニ、傳暦抄ナド、書タルモ有テ、實ハ埒モナイモノデアツタ事デヤ、

〔賀茂家文書〕杉大夫事、爲御博士、他國陰陽師於御領中出入之時、無其届面々者、爲杉大夫計申懸之旨御存知候、被任先例之由可被申聞候也、謹言、

天文十四九年月十三日

大宮大どのへ

從先御代當國○伊勢曆之儀、爲御恩、杉大夫出置候段御存知候、然上者、自他國暦御停止候、至有商賣仕面々者、雖爲何之族、堅可被申付候、此旨杉大夫ニ可被申聞候由所候也、恐々謹言、

天正元十二月五日

□□花押

朴木下野守殿

〔師友雜錄〕天和四子年、桑山下野守○貞殿替岡部覺左衛門殿貞享二正任駿河守達
一改曆之儀未相極候故、從四方御公儀江御訴訟申上候、然處頃日何方より近日無名之暦作出し候を買取、且那廻りの土産に用候師職有之様に風聞候、若必定に於ては、不心得千萬に候、自然及